

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ディスコ		コード	6146
提出日	2022/6/2	異動（予定）日	2022/6/29	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	稲崎 一郎	社外取締役	○														○	有
2	田村 進一	社外取締役	○														○	有
3	巳 亦 力	社外取締役	○														○	有
4	高柳 忠雄	社外取締役	○														○	有
5	山口 裕正	社外取締役	○														○	有
6	時丸 和好	社外取締役	○														○	有
7	隠樹 紀子	社外取締役	○														○	新任 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	—	当社との間には特別な利害関係はありません。当社の事業分野における専門知識を有しており、事業内容を深く理解されていることから、その高い見識を当社の事業強化に活かしていただけると判断しております。 東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準（「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ5.（3）の2）に従い、取締役の職務執行にあたり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に選任しています。
2	—	当社との間には特別な利害関係はありません。当社の製品に関わる技術分野において高い学術知識を有しており、当社製品の製造技術を深く理解されていることから、その高い見識を当社の事業強化に活かしていただけると判断しております。 東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準（「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ5.（3）の2）に従い、取締役の職務執行にあたり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に選任しています。
3	—	当社との間には特別な利害関係はありません。大手半導体メーカーにおいて技術者として製造装置開発およびプロセス開発に従事し、その後、半導体パッケージング装置メーカーにおいて役員を務められました。同氏は技術に関する深い見識と経営者としての経験の両方を兼ね備えていることから、経営全般に対する監督と有効な助言をしていただけると判断しております。 東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準（「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ5.（3）の2）に従い、取締役の職務執行にあたり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に選任しています。
4	—	当社との間には特別な利害関係はありません。永年にわたり金融業界にて活動され、財務・会計および法務に関する高い見識を有しており、経営全般に対する監督と有効な助言をしていただけると判断しております。 東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準（「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ5.（3）の2）に従い、取締役の職務執行にあたり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に選任しています。
5	—	当社との間には特別な利害関係はありません。金融関係の業務に永年携わってきた経験から、財務・会計および法務に関する高い見識を有しております。また、上場企業2社において代表取締役を務めるなど、永年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有していることから、経営全般に対する監督と有効な助言をしていただけると判断しております。 東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準（「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ5.（3）の2）に従い、取締役の職務執行にあたり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に選任しています。
6	—	当社との間には特別な利害関係はありません。金融および法務関係の業務に永年携わってきた経験から、財務・会計および法務に関する高い見識を有していることから、経営全般に対する監督と有効な助言をしていただけると判断しております。 東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準（「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ5.（3）の2）に従い、取締役の職務執行にあたり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に選任しています。
7	—	当社との間には特別な利害関係はありません。証券アナリストとして永年にわたり当社が属する半導体製造装置業界および当社顧客が属する精密機器業界を担当され豊富な業界知識、それに基づく多角的に企業を分析する高い見識を有していることから、経営における客観的かつ専門的な視点で、適切かつ有益な提言および助言をしていただけると判断しております。 東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準（「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ5.（3）の2）に従い、取締役の職務執行にあたり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に選任しています。

4. 補足説明

稲崎 一郎氏は、株式会社ソディックの現任の社外取締役ですが、当社と株式会社ソディックとは取引および利害関係はありません。
田村 進一氏は、株式会社NBL研究所の現任の取締役ですが、当社と株式会社NBL研究所とは取引および利害関係はありません。
山口 裕正氏は、新日本建設株式会社の現任の社外取締役ですが、当社と新日本建設株式会社とは取引および利害関係はありません。
隠樹 紀子氏は、アルプスアルパイン株式会社の現任の社外取締役ですが、当社とアルプスアルパイン株式会社とは利害関係はありません。なお、同社とは取引がありますが、主要な取引先ではありません。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2 役員の属性についてのチェック項目
a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社を主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。
※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5 独立役員の選任理由を記載してください。